

仙台市障害者自立支援協議会の取組みについて

令和4年度第1回本会では、今年度の方向性として、これまで協議を重ねてきた次の三点にかかる取組みを継続するとともに、区障害者自立支援協議会（以下、「区自立協」という。）等の既存の体制に、基幹相談支援センター（以下、「基幹センター」という。）及び地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）が有機的に結びつくこと等により、地域における相談支援体制の更なる整備を進めていくことを確認した。

- 1 各区障害者自立支援協議会の活動及び地域部会での協議を通じた地域課題解決に向けた取組みの汎化
- 2 障害児者が地域の中で孤立したり支援につながらない等の事態を生み出さないための、相談支援体制の質的・量的拡充
- 3 これらを人材育成面から担保するための研修体系等の確立

※資料1では主に1、資料2では2、3に係る取組み状況を取り扱うこととする。

I 地域部会について

1 今年度の取組み（議事）について

これまでの取組みをより具体化すべく、それぞれの地域で展開されている多機関協働による効果的な実践の確実な汎化およびその進展について、引き続き経過を追っていくこととし、下記事項について協議した。

- (1) 多機関協働による相談支援について
- (2) サービス移行期の切れ目ない支援のあり方について
- (3) 住まいの問題にかかる支援体制のあり方について
- (4) 緊急時における継続的な支援の確保について
- (5) 日中サービス支援型指定共同生活援助にかかる実施状況の報告及び評価について

それぞれの議事にかかる協議事項、意見、課題等については以下のとおり。

(1) 多機関協働による相談支援について

①協議事項

- ・区自立協の安定的な運営及び活性化のために、有用であると考えられる機関（人材も含む）や資源、またはその仕組みについて
- ・緊急時等（コロナ禍等）を見据えた地域における取組みとして考えられるもの（区自立協の活動に限定せず、既に実施済のもの等を含む）

②主な意見及び内容

(i) 緊急時の支援及び人材育成の視点

- ・多機関協働のなかで、お互いの役割、機能や限界を知ることが重要であり、そうした連携や取組みが緊急時の支援、人材育成にも繋がる。

- ・今後、新型コロナウイルスが5類へ移行した際のBCP（業務継続計画）の取扱い、体制等に係る確認も必要。

(ii) 当事者参画等の視点

- ・当事者からの「支援者が正しいと思っていた支援の見方を変えて欲しい」、「自分で考えて研修を実施したい」等の意見を基に、共に企画を実施（太白区）。
 - 支援をする・されることについて考える機会とした研修内容。
 - 互いの視点を共有する機会となり、改めて支援の主体が当事者であることについて認識（日頃、当事者が主語になっていないことが多いことにも気付いた）。
 - こうした取組みを今後どのように地域生活に繋いでいくかが課題。

(iii) 多機関協働等を促進する効果的な資源、仕組み及びその視点

- ・福祉委員（困っている人の話を身近に聞く役割）との協働。
- ・主任相談支援専門員が活躍、機能できるような仙台市としての仕組み作り（評価・研修部会の協議との連動）。

(2) サービス移行期の切れ目ない支援のあり方について

今般、教育分野との連携における課題の解決に向けた取組み（若林区「GAっTSUプロジェクト（学校と繋がるプロジェクト）」詳細は参考資料1参照）が実施されていることを踏まえ、下記事項について協議した。

※これまでの地域部会では、「高齢分野、民生委員等と連携した地域ケアシステムの整備」（平成31年度～令和2年度）での協議を通じて、主に障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行期における支援の課題等について取り扱ってきた経過がある。

①協議事項

- ・「連続性」を確保するために重要な視点
- ・それらを踏まえると、どのような機関を巻き込んだチームケアが効果的か
- ・そのなかで、主体的にマネジメントを行う機関と関わる支援機関それぞれに期待される役割について
- ・また、個別支援で既実践しているもの等、連携するうえで参考となる有用な手法等について

②主な意見及び内容

(i) 効果的なチームケアの実践に繋がる視点等

- ・「卒業」に捉われず、なるべく早い段階から引継ぎ等を実施することが、お互い、ご本人の支援に効果的であり、支援者同士の共通理解が必要。
- ・相談支援事業所が主軸となり、ケア会議等を通じて関わっている全ての支援者が参加しそれぞれが持っている情報の丁寧な摺り合わせが重要。
- ・各区での実践を踏まえ、特定の区の活動に留まらず、市全体として取り組んでいけるよう引き続き協議が必要。

(3) 住まいの問題にかかる支援体制のあり方について

今般、親亡き後等を見据えた「暮らしとお金」に関するテーマを踏まえた支援等も必要になってきていることから、泉区の実践・取組み等（参考資料1参照）も踏まえ、下記事項について協議した。

①協議事項

- ・対象像（重点的に関わるべき対象者を含む）やライフステージ等、居住環境等とのマッチングのなかで苦慮しているところ
- ・これらを解決するための取組みとして、定期的なモニタリング等の他、住まいの場を提供する支援者と相談支援機関等との連携に効果的であると考えられるもの
- ・また、既存の仕組み（ケースレビュー、ケース会議等）、機関等（GH連絡協議会、拠点、基幹センター、居住支援法人等）に加えて有用であると考えられる体制等

②主な意見及び内容

(i) 体制上配慮を要する視点

- ・環境変化による不安や緊張を和らげるような丁寧な支援、お互いが支援しやすい環境作りへの配慮が必要（引継ぎ事業所間で、複数回の見学実施、支援方法を直接伝える等）。
- ・本人、家族、支援者等にかかる問題が複合的に関係していることが多いことから、福祉サービスに留まらない他職種との連携に向けた具体的な取組みの実践が必要。

(4) 緊急時における継続的な支援の確保について

(1) に含む

(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助にかかる実施状況の報告及び評価について※

日中サービス支援型指定共同生活援助（以下、「日中型GH」という）が地域に開かれた存在であり続けるためには、①事業所内で支援が完結し地域との結びつきが狭められないこと、②事業所が課題等を抱え込むことがないように多くの目で見守る必要があることを踏まえ、障害者の重度化・高齢化、地域におけるインフォーマルサービスの共有、親亡き後の住まい等の視点で地域課題等の把握に努めるものとして実施。

※ 日中型GHの提供にあたり、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（本市においては「地域部会」）に対して定期的に事業の実施状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聞く機会を設けなければならない。

【今年度対象とした日中型GH】

- ① 「ぐりーんるーむ小田原」（令和2年12月1日開所）
- ② 「Tagomaruハウス」（令和元年5月1日開所）

①評価及び意見

(i) 実施状況にかかる視点

- ・地域に開かれ、地域の人と繋がり、協働して地域を盛り上げていく視点で事業が展開されている。
- ・日中型 GH では、特に対応が難しい方を受け入れているため、地域生活のなかで困っている方々が安心して過ごせる契機になるような事業展開を期待したい。

(ii) 重い障害がある方の地域生活を支える視点等に関するもの

- ・地域との交流を通して、子供たちが「こういう方も地域にいて当然」という意識を持ち成長することが地域を変えていく事例にもなる。
- ・成功事例を共有する等、「日中活動がうまくいかない」、「地域で孤立してしまっている」方等に対する取組みの参考としたい。
- ・重度障害者等の介護者に緊急事態が発生した際の対応等について、日中型 GH で蓄積された実績を地域の支援者が学べる機会を確保する等の仕組み作りが出来ると良い。

2 次年度の地域部会での取組み（案）

(1) 多機関協働による相談支援について（継続）

多機関協働による効果的な実践を汎化させるとともに、地域課題解決に向けた相談支援体制の更なる整備を進める。

①サービス移行期における切れ目ない支援のあり方について

②住まいの問題にかかる支援体制のあり方について

<その他、継続して協議するもの>

- ・主任相談支援専門員が活躍、機能できるような仕組み作り等（評価・研修部会の協議との連動）
- ・区自立協の安定的な運営および活性化に向けた取組み（ニュースレターの活用、実務担当者会議等を通じた区自立協間での連携機会の確保等）

(2) 日中型 GH にかかる実施状況の報告及び評価について（継続）

日中型 GH が地域に開かれた存在であり続けること、障害者の重度化・高齢化、地域におけるインフォーマルサービスの共有、親亡き後の住まい等の視点で地域課題等の把握に努めることを目的として引き続き実施する。

- ・令和3年度以降に開設した事業所を対象に実施予定

（令和3年度：1件、令和4年度：1件）

※評価の進め方等は、適宜工夫のうえ実施する

- ・重点的に関わるべき対象者への支援との連動も見据えた、区自立協（機能強化を含む）、拠点、基幹センターとの連携のあり方についての整理を進める。

(参考) 各区における実践・取組み等について (参考資料1より一部抜粋)

| | 実践・取組み | 成果・課題 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青葉区 | 相談支援事業所等連絡会議 ・「話題提供」「重点対象者ケースレビュー」「事例検討」をローテーションで実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>支援体制の強化、重点対象者へのスムーズな支援の実施に繋がった。</u> ・オンラインを活用したネットワーク形成 (支援の幅が広がる等の効果)。 ・障害分野について普及啓発した取組みが、当事者の生活に寄与しているか引き続き確認が必要。 ・資源開発等に向けた検討 (区内のニーズを満たせていないサービス等) ・宮総地区の状況 (相談支援事業所との繋がりの乏しさ) を踏まえた、ネットワークづくりの仕掛け。 |
| | サポネットあおばのつどい (年2回実施) ・第1回『オンラインで情報交換しませんか?～コロナ禍での支援のあり方を考える』 ・第2回『当事者の生活を支える～多職種連携・弁護士より取組み事例を学ぶ～』 | |
| | 地域展開チーム (年4回実施) ・「貝ヶ森だヨ! 全員集合 ふらっと寄りみち軽体操」と称した運動教室を全4回実施 (2月に4回目実施予定) | |
| 宮城野区 | 相談支援事業所等連絡会議 ・「相談傾向と課題の共有」「GSV」「ケースレビュー」「事例検討」を実施。 ・ <u>触法ケースへの対応 (日中活動、施設利用に繋がりがづらい等) を目的とした勉強会を実施。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会を通じ、左記連絡会に講師 (保護観察所職員) が継続的に参加してくれる等、連携やネットワーク形成の一助となった。 ・当事者のメンタルヘルスへの影響やリスク認知の考え方等についての学びは、職種や分野を越え、活動や支援に効果的。 ・共通する課題意識 (障害者の高齢化、8050問題等)のもと、高齢分野と共に地域づくりを推進する活動に繋がった。→引き続き、地域づくりの視点を持ちながら活動していく必要あり。 |
| | 実務者ネットワーク会議 (全体会) 「アフターコロナのメンタルヘルス」をテーマとした講話とグループワークを実施。 (エリア会) ・鶴ヶ谷エリア：健康相談会 (年3回実施) ・高砂エリア：情報交換会 (住みよい地域作りをテーマ) ・幸町エリア：障害福祉サービス、介護保険サービスの相互理解を目的とした勉強会の実施。 | |
| 若林区 | 相談支援事業所等連絡会議 ・GSV 実施に向けた事例検討、主任相談支援専門員による講話 (主任の役割および自立協の活用について)、ペーパータワー作成を通じたネットワーク形成。 ・「8050問題」をテーマとした高齢分野と協働した取組みを継続中 (令和3年度から3ヶ年)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な区自立協の運営に資する取組みの検討と有意義な参加に向けた土壌づくり。 ・既存地区の相談コーナー (連坊あんしん相談コーナー) に障害分野も参画する等、地域レベルでの連携が実働に繋がっている。 ・プロジェクトを周知する媒体 (参考資 |
| | 実務者ネットワーク会議 ・地域課題の発見や意見交換を行う場の設定。 | |

| | | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>プロジェクトチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「GAっTSUプロジェクト」(※学校と繋がるプロジェクト)を始動。 | <p>料2参照)を作成(今後、特別支援学校へのヒアリング実施に向けて調整中)。</p> |
| 太白区 | <p>相談支援事業所等連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報交換会」(委託相談支援事業所と指定特定相談支援事業所)を年3回開催。 <p>実務者ネットワーク会議 (八木山・愛宕橋・西多賀・山田・茂庭・山田エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所間での事例共有や意見交換(オンライン) (富沢・長町・郡山エリア) ・丸ごと相談事業のなかで、地域包括支援センターが主催するサロン、買い物課題のワーキンググループへの参加。 ・研修「当事者から学ぶ 地域生活の支援」を当事者講師と共に企画(3回)(参考資料1参照) (袋原・中田・四郎丸エリア) ・丸ごと相談事業として相談会実施。 ・町内会のサロンへの出張相談。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(情報交換会)個別支援だけでなく、事業所運営等についても共有する機会となった。 ・家庭健康課職員の参加により、子どもがいる世帯への助言を得られている。 ・当事者講師との研修企画を通じた「支援する-支援される」関係について考える機会となった。 ・地域で見守りを行う方が障害の窓口を知ることにより、支援者ネットワークの強化に繋がった。 ・「本人や地域を含めた話し合いの場(個別ケア会議)を推進していく」(区自立協の目標)が未達成であり、プロセスも不明確。 |
| 泉区 | <p>相談支援事業所等連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の課題や地域ごとの特性を知ることが目的に「住まいに関する支援」についての事例出し、テーマ分類を実施。 ・BCP(事業継続計画)について、他事業所との情報共有を図った。 <p>実務者ネットワーク会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンシャルプランナーからの講話(将来の住まいやお金に関するもの)、グループセッションを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事例を共有することで、「住まいの問題」には本人や家族との関係性、支援者側の対応等が密接に関係していることに気付いた。 |

II 地域生活支援拠点事業について

1 今年度の地域生活支援拠点事業※の取組み及び次年度以降の方向性について

これまで(モデル事業:平成30年10月～令和3年3月 本格実施:令和3年4月～)、「緊急用居室等確保」、「予防的コーディネート」、「緊急受入れ機関のネットワーク形成」の理解促進およびそれぞれの機能、体制の強化に向けた取組みを実施しており、更なる整備に向け今年度及び次年度以降も引き続き取り組んでいくこととしている。取組み状況、課題、方向性については以下のとおりである。

※受託者：NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター

委託期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日

(1) 緊急用居室等確保（緊急受入れに係る相談状況）

参考資料2参照（37ページ）

(2) 「予防的視点」の理解促進及び予防的視点でのコーディネートの推進

① 予防的視点の理解促進

- ・区自立協が主催する会議体（運営会議、相談支援事業所等連絡会議、実務者ネットワーク会議、ケースレビュー等）への参加継続、及び事業所訪問（短期入所事業所等情報交換会含む）、グループホーム連絡協議会等での事業周知の継続。
 - 共同する目的（予防的関与）をより明確にすることにより、緊急事態が予測されるような対象者、特に、ケースレビュー等にリストアップされているような重点的に関わる対象者への支援が確保されよう取組みを継続する。

② コーディネート機能の強化および役割の明確化

- ・基幹センターおよび発達障害者地域支援マネージャー（以下、「地域支援マネージャー」という。）との共同支援によるコーディネート機能強化及び地域の支援者への汎化。
 - 共同支援、「障害者相談支援事業所および障害者基幹相談支援センターによる事例検討会」への参加継続。
- ・月次報告場面（障害者支援課、基幹センター）等を通じた個別支援やチームケアにおける支援ノウハウの蓄積とその強化。
 - （緊急受入れ時の）生活場面のアセスメントを通して得られた情報の共有や提供のプロセス等について引き続き整理を進める。
 - 事業周知、共同支援を通じて、緊急事態を見据えた予防的な支援にかかる相談、共同支援の依頼が寄せられ始めていることから、拠点の機能、役割として地域の支援者に根付くよう実践事例の蓄積と共有を進める。
 - 共同（同行訪問、ケア会議への参加等）する程度等について、事例をもとに一定程度整理を進め、機能や役割として位置付ける。

③ 試行的取組みの継続

- ・「親亡き後」を見据えた「親」の主な相談先である地域包括支援センター（以下、「包括」という。）を対象とした事業周知の継続。
 - 1/24 開催の実践報告会に9箇所の包括が参加。既に共同している事例（緊急受入れに関するもの等）を参考にす等、事業周知、連携のあり方について引き続き整理を進めていく。
- ・自他法人施設における体験利用の促進（重点的に関わるべき対象者との連動性含む）。
 - 地域支援マネージャーとの共同支援のなかで、日中型 GH での体験利用（グループホーム、短期入所のいずれも）を調整した事例あり。
 - 上記事例については、一貫性、継続性のある予防的関わり（緊急時対応、再発防止の取組み等）の確立に資するよう、入居後のチームケアまでを含む対応について実践報告会で共有。

(3) 緊急受入れ機関（既存の短期入所事業所等）のネットワーク形成に向けた活動の強化

① 事業所訪問（短期入所事業所等情報交換会※も含む）

「緊急受入れに係る地域課題を共有し、広く受入れを実施できる体制の確立を目指すこととする」（仕様書より）の実現に向け、個別の事業所訪問等を継続するとともに、集約した情報の効果的な共有のあり方について整理を進めた。

| | R4.4～R5.1 (n=23) | R3.4～R4.3 (n=35) | 備考 |
|------------|---------------------|---------------------|--------------------------|
| 短期入所事業所 | 8 | 11 | 共生型含む |
| 共同生活援助事業所 | 9 | 20 | 日中サービス支援型含む |
| 就労継続支援事業所 | 3 | 2 | |
| 宿泊型自立訓練施設 | 1 | - | |
| 放課後等デイサービス | 1 | - | |
| 生活介護事業所 | 1 | - | 共生型 |
| その他 | - | 2 | バリアフリーアパート 1 ゲストハウス 1 |

※「仙台市障害者家族支援等推進事業（レスパイト）連絡協議会」を継承した「短期入所事業所等連絡協議会」が実施するもの。

令和4年度は研修会を実施（12/15 開催 16 事業所が参加）。

- ・緊急受入れに係る相談及び緊急受入れ後の出口支援を通じて、居住の場及び日中活動場面への引継ぎの重要性を確認したことから、就労支援事業所に加え、新たに放課後等デイサービスへの訪問を実施。
- ・生活介護事業所等でも、緊急等を見据えた対応（家族との面談等）やグループホーム体験利用時の橋渡し役を担っている事例もあることから、今後のネットワーク形成のなかで連携のあり方を整理していく。

- ・宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）とともに共生型短期入所事業所（看護師配置）を訪問。医療的ケアを必要とする方について、受入れ先としての連携可能性等について情報共有。これらに加えて、重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネーターとの連携についても引き続き整理していく。

②実践報告会※の開催

「緊急受入れに係る連携体制や支援の実態を共有し学び合う機会」として、令和4年度については下記のとおり実施。

※業務委託仕様書にて、「取組み内容を基に、相談支援事業所、短期入所事業所、グループホームなどを対象とする実践報告会を年1回以上開催すること」としている。

日 時：令和5年1月24日（火）14:00～15:45 ※ZOOMによるオンライン研修方式
 参加者：37団体（38名参加）
 ※委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、区・総合支所障害高齢課、専門相談機関、地域包括支援センター
 内 容：実践報告
 共同実践事例報告（仙台市自閉症相談支援センター 西田 有吾氏）
 質疑応答

（主な意見等）

- ・具体的な事例報告を通じて、緊急受入れだけではない拠点の役割や機能（生活アセスメントを踏まえた出口支援のコーディネート等）への理解が深まった。
- ・緊急受入れ機関として、今後、受入れ時または受入れ後におけるスタッフ間での連携・共有方法等について学ぶ場面を設けてもらうこと等により、受入れ時の参考にしたい。
- ・居所を転々としてしまう方（グループホームの入退室を繰り返す等）への支援のあり方等について、実践事例等を踏まえ、深められる機会があると良い。

（4）地域生活支援拠点運営会議の開催

国の指針※に基づき、令和4年7月27日に令和4年度第1回地域生活支援拠点運営会議を実施（参考資料3参照）。次年度も継続予定。

※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について」（令和2年5月19日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長通知）において、「地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」こととされている。

(5) 次期委託期間（令和6～8年度）の事業者選定について

現委託期間（令和3～5年度）同様、同一受託者による3年間の事業継続とすることとし、令和5年度に公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施予定。